

各発注機関の長 様

県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

配置（予定）技術者の兼務に関する取扱いについて（通知）

このことについては、令和6年6月14日付県土第03-55号「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い・運用について（通知）」により実施しているところですが、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）」等改正法が施行されたことから、建設業法第26条第3項第1号により情報通信技術を利用し専任現場を兼務する場合（以下、「専任特例1号」という。）、建設業法第26条第3項第2号により監理技術者補佐を配置し専任現場を兼務する場合（以下、「専任特例2号」という。）及び建設業法第26条の5により特定営業所技術者が主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）の職務を、営業所技術者が主任技術者の職務を兼務する場合（以下、「専任特例営業所技術者」という。）の取扱いを下記のとおり定めましたので通知します。

なお、この通知に伴い、令和6年6月14日付け県土第03-55号は令和7年3月31日をもって廃止します。

記

1. 専任特例1号の取扱い

- (1) 以下の要件を全て満たす場合は、主任技術者等は、専任を要する工事を兼務できることとする。なお、同一の主任技術者等が、専任特例1号の工事現場と専任特例2号の工事現場を兼務することはできない。

また、主任技術者等は、現場代理人（兼務する工事も含む）、建設業法上の営業所技術者若しくは特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務できない。

ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例1号を活用できず、主任技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

イ 同一の主任技術者等が兼務できる工事は、2つの工事現場が同一建設事務所管

内又は隣接する建設事務所管内であること。

ウ 受注者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が2（建築一式工事の場合は3）を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が2（建築一式工事の場合は3）を超えた場合には、それ以降は専任特例1号を活用できず、主任技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

エ 当該建設工事に置かれる主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、主任技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意する。

オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。なお、当面の間は電子メールを通じた作業日報等の提出により主任技術者等が作業員の入退場を確認できれば有効とする。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

キ 主任技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

- ク 低入札工事でないこと。
- ケ 主任技術者等を置かなければならない工事をすでに受注していること。
- コ 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者等が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、イ～ケの要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。
- サ カで作成した人員の配置を示す計画書を提出すること。

(2) 専任特例1号は、次の点に留意する。

- ア 入札公告文（別表）で定める技術者の配置可否確認時期に主任技術者等の配置条件を確認すること。

開札時の場合

入札参加者から、「企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書（様式第2-1号）」に加えて、主任技術者等の配置要件を確認できる書類「専任特例1号の主任技術者等配置予定届出書（様式第2-2号）」を提出させて確認をすること。

契約時の場合

落札候補者から、「契約時における専任特例1号の主任技術者等チェックリスト（別記様式2）」を提出させて確認をすること。

- イ 稼働中の工事については、受注者から専任特例1号の主任技術者等の配置について申し出があった場合には、「契約時における専任特例1号の主任技術者等チェックリスト（別記様式2）」を提出させて確認をすること。チェックリストの確認事項が満足している場合は、現場代理人等通知書、施工計画書、コリンズ等の変更を行うこと。

また、主任技術者等が、他の工事現場を兼務することについては、請負契約の当事者間で協議を行うこととし、継続的な業務遂行に支障が出ないよう対応すること。

- ウ 専任特例1号の主任技術者等の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズへの登録を行うこと。
- エ 主任技術者等から専任特例1号への変更あるいは専任特例1号から主任技術者等への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。

2 専任特例2号の取扱い

- (1) 以下の要件を全て満たす場合は、監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとする。なお、これ以外に必要な要件がある場合は、発注機関の長が定めることとする。

なお、監理技術者は、現場代理人（兼務する工事も含む）、営業所技術者等、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務できない。

また、監理技術者補佐は、本工事に専任で配置することとし、他工事の現場代理人若しくは主任技術者等、営業所技術者等、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務できない。

ア 予定価格が3億円未満の工事であること。

イ 工事の技術的難度が高い工事でないこと。なお、技術的難度が高い工事とは、施工工法、施工条件、周辺環境の調整などを考慮し、発注機関にて決定すること。

ウ 兼務できる工事数は2件までであること。

エ 低入札工事でないこと。

オ 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。

カ 兼務する工事の場所が監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、同一建設事務所管内であること。

キ 公共工事であること。県発注工事に限らず、国・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。

ク 監理技術者補佐を専任で配置すること。

ケ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

コ 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

サ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

シ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ス 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

セ 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

ソ 監理技術者を置かなければならない工事（当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額以上になる場合）をすでに受注していること。

タ サ～スについての内容がわかる業務分担・連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。

(2) 専任特例2号を配置する場合は、次の点に留意する。

ア 入札公告文（別表）で定める技術者の配置可否確認時期に監理技術者等の配置条件を確認すること。

開札時の場合

入札参加者から、「企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工

実績）届出書（様式第2-1号）」に加えて、監理技術者等の配置要件を確認できる書類「専任特例2号の監理技術者配置予定届出書（様式第2-3号）」を提出させて確認をすること。

契約時の場合

落札候補者から、「契約時における専任特例2号の監理技術者チェックリスト（別記様式3）」を提出させて確認をすること。

イ 稼働中の工事については、受注者から専任特例2号の監理技術者の配置について申し出があった場合には、「契約時における専任特例2号の監理技術者チェックリスト（別記様式3）」を提出させて確認をすること。チェックリストの確認事項が満足している場合は、現場代理人等通知書、施工計画書、コリンズ等の変更を行うこと。

また、監理技術者が、他の工事現場を兼務することについては、請負契約の当事者間で協議を行うこととし、継続的な業務遂行に支障が出ないよう対応すること。

ウ 専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズへの登録を行うこと。

エ 監理技術者から専任特例2号への変更あるいは専任特例2号から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。

3. 専任特例営業所技術者の取扱い

専任を要する工事

(1) 以下の要件を全て満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者等を、営業所技術者は主任技術者を兼務できることとする。

なお、専任特例1号及び2号を活用する工事との併用はできない。

また、営業所技術者等は、現場代理人、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務はできない。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例営業所技術者を活用できず、主任技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

エ 同一の主任技術者等が兼務できる工事は、営業所が工事現場と同一建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内であること。

オ 受注者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が2（建築一式工事の場合は3）を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が2（建築一式工事の場合は3）を超えた場合には、それ以降は専任特例営業所技術者を活用できず、主任技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

カ 当該建設工事に置かれる主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるため

の者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また１つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が２つの工事現場で同時期に行われる場合に、主任技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意する。

キ 当該工事現場の施工体制を主任技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。なお、当面の間は電子メールを通した作業日報等の提出により主任技術者等が作業員の入退場を確認できれば有効とする。

ク 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第２８条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

ケ 主任技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

コ 低入札工事でないこと。

サ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

シ クで作成した人員の配置を示す計画書を提出すること。

(2) 専任特例営業所技術者は、次の点に留意する。

ア 入札公告文（別表）で定める技術者の配置可否確認時期に主任技術者等の配置条件を確認すること。

開札時の場合

入札参加者から、「企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書（様式第2-1号）」に加えて、主任技術者等の配置要件を確認できる書類「専任特例営業所技術者の主任技術者等配置予定届出書（様式第2-4号）」を提出させて確認をすること。

契約時の場合

落札候補者から、「契約時における専任特例営業所技術者の主任技術者等チェックリスト（別記様式4）」を提出させて確認をすること。

専任を要しない工事

(1) 以下の要件を全て満たす場合は、営業所技術者等は主任技術者を兼務できることとする。なお、営業所技術者等は、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人と兼務することができる。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 同一の主任技術者が兼務できる工事は、営業所が工事現場と同一建設事務所管内であること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 低入札工事でないこと。

オ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 専任特例営業所技術者は、次の点に留意する。

ア 入札公告文（別表）で定める技術者の配置可否確認時期に主任技術者の配置条件を確認すること。

開札時の場合

入札参加者から、「企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書（様式第2-1号）」を提出させて確認をすること。

契約時の場合

落札候補者から、「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト（別記様式1）」を提出させて確認をすること。

(3) 上記以外の場合（営業所が工事現場の隣接する建設事務所管内の場合）、専任を要する工事の要件を全て満たす場合（要件ウを除く）は、主任技術者を兼務できることとする。留意点は、専任を要する工事と同様とする。

なお、開札時に提出する資料について、「専任特例営業所技術者の主任技術者等配置予定届出書（様式第2-4号）」とあるのは、「専任特例営業所技術者の主任技

術者配置予定届出書（様式第2-5号）」と読み替え、「契約時における専任特例営業所技術者の主任技術者等チェックリスト（別記様式4）」とあるのは、「契約時における専任特例営業所技術者の主任技術者チェックリスト（別記様式5）」と読み替えること。

本通知の取扱いについては、令和7年4月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知を行う案件から適用する。

事務担当
県土整備部建設業課
入札制度班
電話059-224-2723